

境界確認（官民境界立会）の申請及び現地立会について

見附市建設課 監理係

1. 官民境界立会申請者の方へ
 - (1) 官民界（国有地、市道と民地との境界）の立会申請に当たってはあらかじめ「境界立会について（依頼）」（別紙書式）を建設課監理係まで提出して下さい。土地所有者以外の申請の場合は利害関係人として同意書を添付して下さい。

2. 官民境界確認立会願に添付する書類
 - (1) 位置図・案内図（住宅地図等：申請地を明示して下さい。）
 - (2) 実測平面図、断面図等（土地家屋調査士・測量士が作成したもの 1/250～1/600）
 - (3) 写真：立会位置に線を入れてわかるようにして下さい。また、仮杭の位置がわかるように測点番号等を入れてください。立会后提出でも可
 - (4) 申請者（代理人）が事前調査した結果を元に境界位置と考えた根拠を記載したもの
 - (5) 公図（写）：法務局備え付けの公図を転写したもので、法務局名・公図番号・転写者の氏名・転写年月日を記載し、立会箇所を赤色で明示して下さい。
 - (6) 申請地及び官地に隣接する土地など近隣の地積測量図（法務局に備え付けてある場合）
※立会箇所を赤色で明示してください。
 - (7) 登記事項証明書（申請地のみ、全部事項又は要約書 発行から3か月以内のもの）
 - (8) 隣接土地所有者一覧表（隣接土地登記簿確認調書 登記事項の写しに相違ない旨記載の上、職印の押印）

3. 土地家屋調査士・測量士の方へ
 - (1) 現地は立会がスムーズに行くよう、予め仮杭等の設置をしてください。
 - (2) 過去の立会記録の調査、事前の打ち合わせ等ありましたら、事前に連絡をお願いします。
 - (3) 申請者が主張する境界を明確にし、根拠等の説明をしてください。
 - (4) 立会日等の希望がある場合は2週間程度前にご相談ください。
 - (5) 冬期間（12月～3月）は積雪により現地確認が困難な場合は立会依頼を控えていただきますようお願いいたします。

4. 境界立会終了後の提出書類について
 - A. 境界確認図（サイズ：出来ればA3・作成者・日付 etc. 記入）

B. 写真：遠景：立会位置に線を入れてわかるようにしてください。また、仮杭の位置がわかるように測点番号等を入れてください。

近景：仮杭がわかるように

C. 境界を復元できる情報 基準点、引照点、境界点の座標値等

上記書類の提出を受け、建設課にて立会い復命書を作成し、課内審査後境界確認図に押印します。

審査には境界確認図提出後、2週間程度の時間を要するので、余裕をもって提出をお願いします。

境界確認図への押印後、仮杭から永久杭に入替えた場合は永久杭の写真を提出してください。

(郵送・連絡先) 〒954-8686

見附市昭和町2丁目1番1号

見附市 建設課 監理係

TEL:0258-62-1700(249)

FAX:0258-63-5775